

日本政治学会規約第十九条の手續に関する規程

第一条 この規程は、日本政治学会規約第十九条に定められた手續の整備について定める。

第二条 規約の変更に関する会員の投票（以下「会員投票」という。）は、理事会が発議した日に会員名簿に記載されている者が投票権を有する。

2 投票は、一人一票とする。

第三条 会員投票の執行に関する事務は、日本政治学会理事・監事選出規程第五条に定める選挙管理委員会が管理する。

第四条 投票の方法と期間は、理事会が選挙管理委員会の議を経て決定する。ただし、投票開始日は発議の日から十四日以上後でなければならない。投票期間は三十日以上を確保しなければならない。

2 理事会は、発議に際して、規約の変更内容を説明した会員投票告知資料を作成し、選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 選挙管理委員会は、投票開始日までに、会員投票告知資料と共に会員投票の実施について会員に通知しなければならない。

第五条 選挙管理委員会は、投票期間終了後、三十日以内に開票を完了し、結果を理事長に通知しなければならない。

2 投票の受理、投票の効力その他投票及び開票に関する疑義に対する対応は、選挙管理委員会が決定する。

第六条 理事長は、会員投票の結果について、選挙管理委員会から結果を通知された後に初めて開催される総会において報告しなければならない。

第七条 この規程の改正及び廃止は、理事会の議決によって行う。

附則

この規程は、2022年3月21日から施行する。